

令和8年度和歌山県花いっぱい運動推進事業補助金事業公募要項

1 補助金の趣旨、目的

民間団体に対して補助金を交付することにより、花と緑いっぱいのまちづくり活動を行うための基盤整備を促進します。

県では、従前より「花いっぱい運動」の推進に取り組んでおり、特に2015年の紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会の開催に際し、多くの県民の皆様参加のもと「花いっぱい運動」が県内各地で展開され、来県された方々をあたたくおもてなしするとともに、県民の一体感が大いに高まったところ

です。この運動を継続・発展させ、運動を通じて地域の絆が醸成されることを目的に、「和歌山県花いっぱい運動推進事業補助金」を創設し、平成29年度から補助事業を行っています。

今年度も、地域による花と緑いっぱいのまちづくりを目指す県民の皆様方の、様々な視点を活かした事業提案をお待ちしております。

2 補助対象事業

次の(1)または(2)に該当し、地域コミュニティの活性化に資する事業で、令和8年度中に完了するものを対象とし、募集します。

- (1) 花と緑の拠点づくり事業（県内に地域の交流の拠点をつくるために行う以下の事業をいう。以下同じ。）
 - ア 地域コミュニティ拠点花壇等整備事業（不特定多数の者に対して開放され、交流することができる場所に花壇等の花その他植物を育てる基盤を整備する事業をいう。）
 - イ 地域コミュニティ拠点設備整備事業（花その他植物のある公園、広場等不特定多数の者が利用する場所に、四阿、パーゴラ（組んだ材につるを合わせた日陰棚をいう。以下同じ。）、固定式ベンチ、給水施設等の花や緑を通じた交流に資する設備を整備する事業をいう。）
- (2) 花壇等整備事業（県内の、不特定多数の者が見ることができる場所（個人が所有する建物の庭を除く。）に花壇等の花その他植物を育てる基盤を整備する事業をいう。以下同じ。）

※対象外となる事業について

上記に該当する事業であっても、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象となりません。

- ① 自己若しくは申請団体構成員の営む事業の宣伝等営利を目的とするもの又は特定の思想の主張のためのものと認められる場合

- ② 法令に違反するものと認められる場合
- ③ 法令により義務づけられ、又は行政指導を受けたことにより行うこととなったものと認められる場合
- ④ 過去に同様の内容でこの補助金の交付を受けた者、当該者が構成員となっている団体又は当該者の構成員が行うものと認められる場合
- ⑤ すでに着手している事業又は選定前に着手予定の事業
- ⑥ 令和8年度中に完了しないことが見込まれる事業

3 補助対象者

補助金交付の対象となるのは、県内のボランティア団体、自治会その他の団体又は県内に事業所を有する法人で、次の（１）～（４）の要件を全て満たしていることが必要です。

- （１）運営が適正に行われていること。
- （２）構成員が５人以上であること。
- （３）政治団体又は宗教団体でないこと。
- （４）暴力団及びその関係者でないこと。

※原則として、団体としての銀行口座が必要です。

4 補助対象経費等

補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりです。
ただし、知事が承認した範囲とします。

5 補助金の額

補助金の額は、次の各号より算出された額のうち、最も少ない額とし、予算の範囲内で決定します。

なお、予算に限りがありますので、評価の高かった上位から順に、予算の範囲内での交付額に了解いただいた団体に対し補助金を交付します。

- （１）補助対象経費に補助率を乗じて得た額
- （２）補助限度額
- （３）補助対象経費から当該事業に係る寄附金、助成金その他の収入の額を減じて得た額

※千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。

（留意事項）

本補助金については、他の自治体・団体等からの助成金等との併用が可能ですが、他の自治体・団体等の助成金が本補助金と併用できるかどうかは、応募団体において確認してください。

6 事業の選定

事業を募集し、応募いただいた事業について、有識者等で構成する「和歌山

県花いっぱい運動推進事業評価委員会」（以下、「評価委員会」という。）の場で、プレゼンテーションを行っていただき、評価委員会による評価の結果をふまえて、知事が決定します。

補助対象事業として内定した事業については、知事から応募者あてに通知します。

7 応募方法

下記の書類を和歌山県環境生活部生活局県民生活課に郵送又は持参してください。

必要な様式はホームページより入手してください。

- (1) 和歌山県花いっぱい運動推進事業応募用紙【別紙1】
- (2) 事業計画書【要綱第5条関係別記第1号様式】
- (3) 収支予算書【要綱第5条関係別記第2号様式】
- (4) 事業を実施する場所及びその付近の状況を示す写真
- (5) 事業を実施する土地の使用権原を有し、又は有する見込みであることを示す書類【参考様式1】
- (6) 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- (7) 役員名簿【要綱第5条関係別記第3号様式】
- (8) 団体等概要書【要綱第5条関係別記第4号様式】（法人以外の団体の場合）
- (9) 5名以上の構成員の役職名、氏名及び住所を記載した名簿（法人以外の団体の場合）
- (10) 事業実施予定地を管轄する市町村長の意見書
【地域の実情に合ったコミュニティの活性化等の観点から、事業実施予定地の所在する市町村の長の意見書の添付を求めます。応募にあたり、事業実施予定地の所在する市町村（担当窓口となる課は別添①で確認願います。）と協議してください。】

8 募集期間

令和8年5月12日（火）～令和8年6月12日（金）【必着】

9 財産処分について

当制度の補助を受けて実施した事業について、工事完了後に耐用年数を経過せずに、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、除去し、又は担保にした場合には、補助金の返還を命じることがあります。

10 その他

- ・提出する収支予算書には、記載された支出に係る金額の根拠となる見積書の写しを添付してください。（見積書は複数者から徴取し、経費について比較検討したことがわかるように添付してください。）
- ・事業が採択された事業者には、令和8年7月～8月頃に本県から通知を送

付しますので、所定の補助金交付申請を行ってください。事業募集に応募いただいた時点から団体の構成や事業の計画等に変更がある場合は、内定を取り消す場合があります。

- ・補助金交付申請後、交付決定を受けてから事業に着手願います。補助対象事業実施予定者として選定されていても、補助金交付決定前の事業実施には補助金を交付できませんので、ご注意ください。

- ・事業実施場所が、道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）自然公園法（昭和32年法律第161号）その他の法令等の規制に係るものである場合には、事業主体において必要な手続きをとってください。応募時には見込みでも結構ですが、事業着手時には、当該手続きが完了したことを示す書類の提出を行っていただくことが必要です。

- ・補助金の交付決定後に、補助対象事業として不適格と認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

- ・申請書等に虚偽の事項が認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すとともに、交付した補助金の全部または一部を返還していただく場合があります。

- ・選定の公平性、透明性及び客観性を保つため、採択された事業計画書等及び選定結果は、県のホームページ等で公開します。また、採択された事業に係る実績報告書に添付された写真、図表等を本事業の広報用を使用することができるものとしますので、了承の上、応募してください。

- ・本補助金により整備した箇所の活用状況については、令和9年度～令和13年度の5年間、交付要綱第6条関係別記第6号様式により報告を行っていただく必要があります。

- ・その他詳細については、「和歌山県補助金等交付規則」、「和歌山県花いっぱい運動推進事業補助金交付要綱」及び「和歌山県花いっぱい運動推進事業補助金交付要綱取扱要領」を御確認ください。